

議案第15号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年6月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「32,600円」を「27,100円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、38,000円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,500円とする。

第5条第1項中「28日まで」の次に「（ただし、閏年は29日まで）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 改正後の芽室町介護保険条例第4条第2項及び第3項並びに第4項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

説 明

本年10月以降の消費税率引き上げに伴い、低所得者の保険料の軽減強化に係る政令の一部が改正されたことから、低所得者に対する介護保険料率を軽減後の保険料率に改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 一略一</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての<u>保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>27,100円</u>とする。</p> <p>3 <u>第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>38,000円</u>とする。</p> <p>4 <u>第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>52,500円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(12) 一略一</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>平成30年度から平成32年度</u>までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>32,600円</u>とする。</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）</p>

改正案	現 行
<p>は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月30日まで 第7期 1月6日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで <u>(ただし、閏年は29日まで)</u> 第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 第1条 この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。 <u>(経過措置)</u></p>	<p>は、次のとおりとする。</p> <p>第1期 7月1日から同月31日まで 第2期 8月1日から同月31日まで 第3期 9月1日から同月30日まで 第4期 10月1日から同月31日まで 第5期 11月1日から同月30日まで 第6期 12月1日から同月30日まで 第7期 1月6日から同月31日まで 第8期 2月1日から同月28日まで 第9期 3月1日から同月31日まで</p> <p>2・3 一略一</p>

改正案	現 行
<u>第2条 改正後の芽室町介護保険条例第4条第2項及び第3項並びに第4項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>	

芽室町介護保険条例中一部改正の件について

1 改正概要

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を平成27年度から一部実施しているが、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、更に軽減強化が段階的に図られるもの。また、普通徴収によって徴収する保険料の納期（第8期）に、闰年の納期（2月29日まで）を追加するもの。

2 軽減対象

所得区分が第1段階から第3段階が対象となる。

区分	所得状況	対象者数
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者及び世帯全員が町民税非課税で合計所得額+課税年金収入額が80万円以下	946人
第2段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	525人
第3段階	世帯全員が町民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額が120万円超	339人

3 軽減割合

保険料基準額に対し、公布される政令に準じて段階的な軽減化を図る。

区分	平成30年度	令和元年度	関係条文
第1段階	0.45 年額 32,600円	0.375 年額 27,100円	第4条第2項
第2段階	0.65 年額 47,100円	0.525 年額 38,000円	第4条第3項
第3段階	0.75 年額 54,300円	0.725 年額 52,500円	第4条第4項

※平成27年度から所得区分第1段階の方に対し、公費による介護保険料の軽減（0.5→0.45）を実施している。

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	本人の属する世帯状況	本人の状況	保険料	改正前	改正後	
第1段階	世帯員全員が町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 月額 料率	32,600円 2,718円 0.45	27,100円 2,265円 0.375	
第2段階		・合計所得額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	年額 月額 料率	47,100円 3,926円 0.65	38,000円 3,171円 0.525	
第3段階		・合計所得額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	年額 月額 料率	54,300円 4,530円 0.75	52,500円 4,379円 0.725	
第4段階	世帯員が町民税を課税されている	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	年額 月額 料率	65,200円 5,436円 0.90		
第5段階 (基準)			本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	年額 月額 料率	72,400円 6,040円 1.00	
第6段階		本人が町民税課税	・合計所得金額が120万円未満の方	年額 月額 料率	86,900円 7,248円 1.20	
第7段階			・合計所得金額が120万円以上200万円未満	年額 月額 料率	94,200円 7,852円 1.30	
第8段階			・合計所得金額が200万円以上300万円未満	年額 月額 料率	108,700円 9,060円 1.50	
第9段階			・合計所得金額が300万円以上500万円未満	年額 月額 料率	123,200円 10,268円 1.70	
第10段階			・合計所得金額が500万円以上700万円未満	年額 月額 料率	134,000円 11,174円 1.85	
第11段階			・合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	年額 月額 料率	141,300円 11,778円 1.95	
第12段階			・合計所得金額が1,000万円以上	年額 月額 料率	155,800円 12,986円 2.15	

※算定された当該年度保険料に100円未満の端数があるときは切り捨てる。